

【著作権】

平成28年3月22日
文化庁

「著作権の保護期間が50年→70年になる事についての日本へのメリット」について

- 著作物等の保護期間の延長により期待されるメリットとしては、
 - ①国際的な制度の調和
 - ②保護期間の延長に係る収益により新たな創作活動や新たなアーティストの発掘・育成が可能となること
 - ③我が国が長期に利用される作品を多く輸出することで、保護期間の延長による利益を受けられることが挙げられる。
- ①国際的な制度の調和については、OECD加盟国34カ国中、著作物の保護期間が著作者の死後70年未満であるのは、日本、カナダ、ニュージーランドの3か国のみ（※）であり、この3か国はTPP協定交渉参加国であることを踏まえると、これらの国についてTPP協定が発効した場合には、OECDの全加盟国で著作物の保護期間が著作者の死後70年以上となる。
- ②保護期間の延長により、長期的に人気を博する作品から、保護期間の延長分についても継続的に収益を得られることによって、その収益から次の創作や新人の発掘・育成が可能となるというメリットが挙げられる。
- ③輸出による利益については、政府は「クールジャパン」の推進の一環として、「日本ブームの創出」を掲げ、アニメやマンガの積極的な海外展開を支援しており、今後、TPP協定に基づき各国で効果的な海賊版対策が行われることで、我が国の正規品流通環境が整備されることも踏まえれば、保護期間の延長により我が国の著作権収入の増加につながる事が期待される（※）。

（※）例えば、EU諸国では保護期間は原則死後70年であるが、我が国が国内法において（諸外国の著作物も含め）保護期間を原則死後50年としている場合には、EU国内においても、我が国の著作物の保護期間は、50年に縮減することができる（相互主義）。我が国が保護期間を原則死後70年に延長した場合には、EU諸国においても、我が国の著作物は原則死後70年保護されることになる。

（以上）

【著作権】

平成28年3月22日
文化庁

「ミッキーマウス、熊のプーさん、トムとジェリーの著作権収入の構造」について

- 個々の作品の権利関係や著作権収入について、文化庁は把握する立場にないため、お答えすることは困難である。

(以上)

平成28年3月24日
文化庁
経済産業省

「ミッキーマウス、熊のプーさん、トムとジェリーの著作権収入の構造」について

- 個々の作品の権利関係や著作権収入について、政府として把握する立場にないため、お答えすることは困難である。

(以上)

著作権の保護期間に関する「戦時加算」について

1. 「戦時加算」の概要

●サンフランシスコ平和条約第15条(c)の規定に基づき、

- ① 連合国及び連合国民が、戦前又は戦中に取得した著作権の保護期間について、
 - ② 1941年12月8日(開戦時)から当該国とのサンフランシスコ平和条約発効時までの期間の日数^(注)を、
 - ③ 通常の著作権の保護期間に加算して保護すること。
- 我が国は、国内法（「連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律」）により、上記「戦時加算」を規定。

(注) 戦中に取得した著作権については、戦争開始時ではなく取得時から起算。

2. 戦時加算の「対象国」と「加算される保護期間」

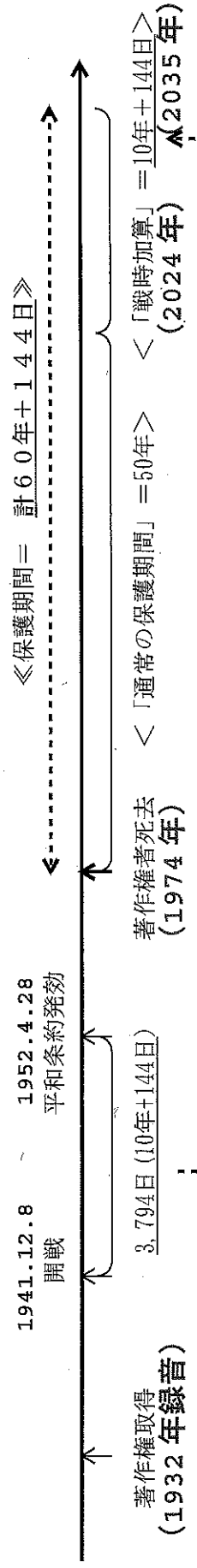
●対象国は、サンフランシスコ平和条約の締約国のうち、同条約発効時までに、ベルヌ条約又は個別協定により、我が国がその国及び国民の著作権を保護を負っていた15ヶ国（そのうちTPP交渉参加国は米・加・豪・NZの4ヶ国）。

●加算される保護期間は、多くの国は約10年程度。具体的には、米英仏加豪（いずれも3,794日(10年+144日)）、ブラジル(3,816日)、蘭(3,844日)、ノルウェー(3,846日)、ベルギー(3,910日)、南アフリカ(3,929日)、スリランカ(3,794日)、レバノン(2,291日)、ニューージーランド(1,607日)。最短はパキスタンの1,393日(3年+298日)、最長はギリシャの4,180日(11年+162日)。

3. 概念図

(例) 1941年12月8日の時点で著作権が取得されていた米国人の一般著作物の場合

(例：デューク・エリントン「スイングしなけりや意味ないね」)



【参考1：サンフランシスコ平和条約第15条(c)】(昭和27年4月28日発効)
第15条

(c) (i) 日本国は、公にされ及び公にされなかつた連合国及びその国民の著作物に関して千九百四十四年十二月六日に日本国に存在した文学的及び美術的著作権がその日以後引き続き効力を有することを認め、且つ、その日に日本国が当事国であつた条約又は協定が戦争の発生の時又はその時以後日本国又は当該連合国の国内法によつて廃棄され又は停止されたかどうかを問わず、これらの条約及び協定の実施によりその日以後日本国において生じ、又は戦争がなかつたならば生ずるはずであつた権利を承認する。

(ii) 権利者による申請を必要とすることなく、且つ、いかなる手数料の支払又は他のいかなる手続もすることなく、千九百四十四年十二月七日から日本国と当該連合国との間にこの条約が効力を生ずるまでの期間は、これらの権利の通常期間から除算し、また、日本国において翻訳権を取得するために文学的著作物が日本語に翻訳されるべき期間からは、六箇月の期間を追加して除算しなければならない。

【参考2：「連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律」第4条】(昭和27年4月28日施行)
第1条

この法律は、連合国及び連合国民の著作権に関し、日本国との平和条約第15条(c)の規定に基づき、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の特例を定めることを目的とする。

第4条

1 昭和16年12月7日に連合国及び連合国民が有していた著作権は、著作権法に規定する当該著作権に相当する権利の存続期間に、昭和16年12月8日から日本国と当該連合国との間に日本国との平和条約が効力を生ずる日の前日までの期間(当該期間において連合国及び連合国民以外の者が当該著作権を有していた期間を除く。)に相当する期間を加算した期間継続する。

2 昭和16年12月8日から日本国と当該連合国との間に日本国との平和条約が効力を生ずる日の前日までの期間において、連合国又は連合国民が取得した著作権(前条の規定により有効に取得されたものとして保護される著作権を含む。)は、著作権法に規定する当該著作権に相当する権利の存続期間に、当該連合国又は連合国民がその著作権を取得した日から日本国と当該連合国との間に日本国との平和条約が効力を生ずる日の前日までの期間(当該期間において連合国及び連合国民以外の者が当該著作権を有していた期間があるときは、その期間を除く。)に相当する期間を加算した期間継続する。

著作権保護期間についてのサンフランシスコ平和条約上の日本国の義務に関する日本国とアメリカ合衆国との間の書簡

著作権保護期間についてのサンフランシスコ平和条約上の日本国の義務に関する日本国とオーストラリアとの間の書簡

著作権保護期間についてのサンフランシスコ平和条約上の日本国の義務に関する日本国とカナダとの間の書簡

著作権保護期間についてのサンフランシスコ平和条約上の日本国の義務に関する日本国とニュージーランドとの間の書簡

1. 書簡（注）の概要（各書簡共通）

著作権保護期間についてのサンフランシスコ平和条約上の日本の義務に関する二国間の書簡。

（注）この書簡は、法的拘束力を有するものではない。

2. 主要論点の概要（各書簡共通）

○両国政府は、日本国が延長する著作権等の保護期間が、1951年9月8日に署名されたサンフランシスコ平和条約第15条（c）に基づく戦時加算を含めた現行の保護期間を超える事実を認め、注意を喚起する。

○両国政府は、戦時加算問題への対処のため、個別の著作権を集中管理する団体と影響を受ける権利者との間の産業界主導の対話を奨励し、歓迎する。

○両国政府は、必要に応じて、本書簡が対象とする問題に関し、上記の対話の状況を見直し、及び適切な措置を検討するため政府間で会合する。

○本書簡は、サンフランシスコ平和条約第15条（c）に基づく両国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではないことを確認する。

（了）

著作物等の保護期間の延長に係るメリットについて

- 著作物等の保護期間の延長により期待されるメリットとしては、
 - ①国際的な制度の調和
 - ②保護期間の延長に係る収益により新たな創作活動や新たなアーティストの発掘・育成が可能となること
 - ③我が国が長期に利用される作品を多く輸出することで、保護期間の延長による利益を受けられることが挙げられる。
 - ①国際的な制度の調和については、OECD加盟国34カ国中、著作物の保護期間が著作者の死後70年未満であるのは、日本、カナダ、ニュージーランドの3か国のみ（※）であり、この3か国はTPP協定交渉参加国であることを踏まえると、これらの国についてTPP協定が発効した場合には、OECDの全加盟国で著作物の保護期間が著作者の死後70年以上となる。
- （※）3か国以外については、メキシコ（死後100年）を除いて全ての国が著作者の死後70年。
- ②保護期間の延長により、長期的に人気を博する作品から、保護期間の延長分についても継続的に収益を得られることによって、その収益から次の創作や新人の発掘・育成が可能となるというメリットが挙げられる。
 - ③輸出による利益については、政府は「クールジャパン」の推進の一環として、「日本ブームの創出」を掲げ、アニメやマンガの積極的な海外展開を支援しており、今後、TPP協定に基づき各国で効果的な海賊版対策が行われることで、我が国の正規品流通環境が整備されることも踏まえれば、保護期間の延長により我が国の著作権収入の増加につながる事が期待される（※）。

（※）例えば、EU諸国では保護期間は原則死後70年であるが、我が国が国内法において（諸外国の著作物も含め）保護期間を原則死後50年としている場合には、EU国内においても、我が国の著作物の保護期間は、50年に縮減することができる（相互主義）。我が国が保護期間を原則死後70年に延長した場合には、EU諸国においても、我が国の著作物は原則死後70年保護されることになる。

（以上）

著作権等使用料の国際収支等について

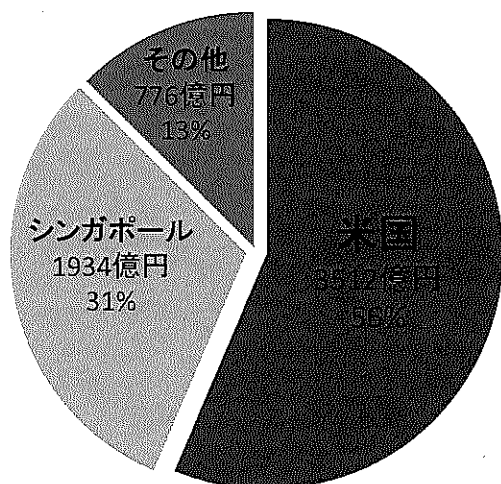
○我が国の著作権等使用料の国際収支

(出典) 日本銀行HP「国際収支統計」

【2014年】	【収入】2,265億円	【支出】10,279億円	【収支】 <u>8,015億円の赤字</u>
【2013年】	【収入】1,972億円	【支出】8,192億円	【収支】 <u>6,222億円の赤字</u>

○我が国の著作権等使用料赤字の国別内訳(2013年)

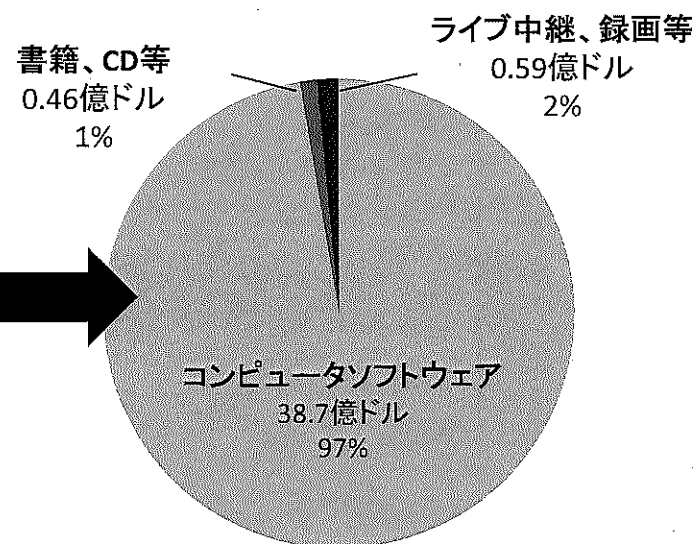
※1



(出典) 日本銀行HP「国際収支統計」

○対米赤字の内訳(2013年)

※2



(出典) 米国商務省HP

※1 日銀HPにおいて公表されている2. の「著作権等使用料」には、映画の上放映権料は含まれていない。

※2 3. のデータは米国商務省が独自に調査・集計している(特許等も含めた)「ライセンス収入」に関する国際収支の項目別データから、著作権に関係の深い分野を抜粋したもの。上記の他、映画・テレビ番組については6.51億ドルの赤字を計上している。

○日本銀行の国際収支統計における著作権等使用料の定義

一般に「著作権の利用に関する国際収支」という場合には、日本銀行の国際収支統計における著作権等使用料の収支額を指している。「著作権等使用料」とは、具体的には文芸、学術、美術、音楽等著作物の使用料の受払をいい、コンピュータソフトウェアやキャラクター商品の使用料も含まれている。商標については、「工業権・鉱業権使用料」に分類されており、「著作権等使用料」には含まれていない。

統計項目名		内容
特許等使用料		
	工業権・鉱業権使用料	(1)工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)の使用料の受払。 (2)鉱業権(探掘権、試掘権)の使用料の受払。 (3)ノウハウ(技術情報)の使用料の受払。 (4)フランチャイズ加盟に伴う各種費用の受払。 (5)上記に準じる知的財産権の使用料の受払。 (6)上記(1)から(4)の権利に関する技術、経営指導料の受払。
	著作権等使用料	文芸、学術、美術、音楽等著作物の使用料の受払。著作物にはコンピュータソフトウェアやキャラクター商品も含まれる。

○日米における実演家の権利保護について

<権利保護の方式・内容>

- ・ 日本は実演家を著作隣接権者として位置づけ、著作権とは別個独立の法的保護が付与されている。他方、米国には著作隣接権の制度は無いが、実演は著作物（音の実演は「録音物」、視聴覚的実演は「映画その他の視聴覚著作物」）として、保護の対象となる。
- ・ 権利の内容としては、原則、複製や放送、インターネット送信を行う場合に許諾権又は報酬請求権が付与されている。（参考1 参照）

<レコードにおける実演について>

- ・ 日本、米国双方において、商業用レコードを放送等で使用する場合には実演家に報酬請求権が付与されている。（米国では日本と異なりアナログ放送や地上無料デジタル放送は報酬請求権の対象外であるなど、細部については差異がある。）
- ・ 商業用レコードの放送等での利用について、日本においては、実演家の権利管理団体である「実演家著作隣接権センター（CPRA、クプラ）」が報酬（商業用レコードの二次使用料）の徴収を行い、権利者に分配している。米国においては「SoundExchange」という権利管理団体がCPRA同様の業務を担っている。

- ・ 各国の権利管理団体は相互に協定を締結し、国外における商業用レコードの放送等での利用に伴う報酬について、当該外国の団体を通じて徴収し、権利者に分配を行っている。(別添1 参照)
- ・ また、商業用レコードに固定された実演をインターネット送信する場合には、日米双方において、実演家に許諾権が付与されている。
- ・ インターネット送信に伴う使用料については、実演家から権利の譲渡等を受けたレコード製作者等が、配信事業者から徴収し、実演家との契約に応じて分配を行っている。
- ・ 国外におけるインターネット送信に伴う使用料についても、同様に、実演家から権利の譲渡等を受けたレコード製作者等が、国外の配信事業者から徴収し(又は国外のレコード製作者の支社を通じて徴収し)、実演家との契約に応じて分配を行っている。(別添2 参照)

<映画における実演について>

- ・ 映画における実演については、日米両国とも、実演家は、最初の出演契約の際に対価回収の機会があるが、その後の二次利用について実演家に報酬が分配されるか否かは出演契約時の契約内容による(個々の実演家により取扱い様々であると考えられる)(※)。すなわち、日本では、映画への参加の契約により、それ以降の映画の利用については、実演家の権利が働かなくなる(ワンチャンス主義)。米国では、実演家が映画に参加する場合、映画会社の「職務著作」となり、そもそも実演家には権利が発生しない。

※放送番組については一部異なる例外的な取扱いが可能となっている。(参考1 参照)

- ・ 日本、米国のいずれの国においても、放送・インターネット配信等における映画の利用に伴う使用料は、権利者である映画製作者等が放送/配信事業者から徴収する。映画製作者等から実演家に報酬が支払われるか否かは、出演契約時の取り決めによる。(別添3 参照)

(参考1：日米の著作権法における実演家の権利保護の概要)

<音楽の実演に関する実演家の権利(歌手等)>

日本	米国
・実演家は、著作隣接権として、録音・録画権、放送・有線放送権、送信可能化権、譲渡権等を有する。(実演家の許諾を得て録音された場合には、実演家は、放送・有線放送権を有しない。) ・音楽の実演のうち、商業用レコードに固定された実演を放送等する場合は、二次使用料請求権が付与される。 ・音楽の実演をオンデマンドでインターネット送信する場合は、許諾権が働く。	・固定された音の実演は「録音物」として、著作権による保護の対象となり、実演家は、複製権、公衆への頒布権、デジタル音声送信による公の実演権(※)等を取得する。 ※ 放送やインターネット送信する行為もこれに含まれる。 (なお、実演家がレコード製作者の被用者である場合など「職務著作物」に該当する場合は、権利は実演家には帰属せず、レコード製作者に帰属する。) ・録音物の放送等については、報酬請求権が付与される。なお、報酬請求権はデジタル放送の場合に限られている。(アナログ放送や無料地上放送等には付与されない。) ・録音物をオンデマンドでインターネット送信する場合は、許諾権が働く。

<視聴覚的実演に関する実演家の権利（俳優等）>

日本	米国
・実演家は著作隣接権として、録音・録画権、放送・有線放送権、送信可能化権、譲渡権等を有する。 ・映画における実演については、実演家が映画の著作物について録音・録画を許諾した場合、原則としてその後の二次利用について許諾権は及ばない（ワンチャンス主義）なお、サウンドトラック等、映像を伴わない録音物を作成する場合には実演家の権利が働く。 ・実演家の報酬については、映画製作者との最初の出演契約において取り決められる。 ※放送における実演 実演を放送することについて実演家が許諾をした場合、放送局等は実演家の許諾を得ずに実演を放送のために録音・録画できる（この場合、上記ワンチャンス主義は働かず、二次利用については別途実演家の許諾が必要となる）。ただし、リピート放送等の際には、放送局等は実演家に対し報酬を支払わなければならない。	・実演家は、原則として「著作者」として実演に関し著作権を取得し、各種の排他的権利（複製権、公衆への頒布権、公の実演権（※）等）を享受しうる。 ※放送やインターネット送信する行為もこれに含まれる。 ・しかし、実際には多くの場合において、映画における実演は、米国法上の「映画その他の視聴覚著作物の一部分」に当たり、「職務著作物」として、著作権は映画製作者に帰属することとなり、実演家には帰属しない。 ・実演家の報酬については、映画製作者との最初の出演契約において取り決められる。 なお、俳優等実演家は、交渉力を確保するため労働組合を組織し、製作者との間で労働協約を締結している。

<参考文献>

- ・加戸守行「著作権法逐条講義」（6訂新版）
- ・山本隆司「アメリカ著作権法の基礎知識」（第2版）
- ・マーシャル・A・リーファー著、牧野和夫監訳「アメリカ著作権法」

TPP 協定交渉における主な著作権関連分野の合意事項

1. 著作物等の保護期間の延長

合意事項	著作物等の保護期間は、著作者の死後少なくとも <u>70年等</u> とする。
現状の国内制度	著作物等の保護期間は、著作者の死後 <u>50年等</u> とされている。

(参考)

・TPP交渉参加国で、我が国の他に、TPP締結のために保護期間を延長する国:

カナダ、ニュージーランド、ベトナム、ブルネイ、マレーシア

・なお、保護期間が著作者の死後70年未満であるのはG7(主要国首脳会議)参加国のうち、現在我が国とカナダのみ、またOECD加盟国34か国中、我が国とカナダ、ニュージーランドのみであるが、TPP締結によりG7参加国及びOECD加盟国において、著作権の保護期間が著作者の死後70年となる。

2. 著作権侵害罪の一部非親告罪化

合意事項	故意による商業的規模の著作物の違法な複製等を刑事罰の対象とする。これらについては、 <u>非親告罪</u> ※とするが、市場における著作物等の利用のための権利者の能力に影響を与えない場合はこの限りではない。 (※) 非親告罪: 著作権者等の告訴がなくとも検察官が公訴を提起できる罪
現状の国内制度	著作権等侵害罪は、 <u>原則として親告罪</u> とされている。

3. その他

その他、知的財産の適切な保護を図るため、

- ・損害賠償制度の整備(法定の損害賠償制度等を設けること)
 - ・技術的手段の回避行為や回避のための装置の製造販売等に対する制度整備
 - ・配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与
- 等に関する規定が合意されている(詳細別紙参照)。

○損害賠償制度の整備

合意事項	著作権等の侵害について、<u>法定の損害賠償</u>※等の制度を設ける。 ※ 法定の損害賠償については、侵害によって引き起こされた損害について権利者を補償するために十分な額を定め、及び将来の侵害を抑止することを目的として定める。 具体的にどのような制度とするかは、各国に裁量がある。
現状の国内制度	・著作権等を侵害された者は、民法の損害賠償制度にのっとり、自らが被った損害の賠償を請求可能。 ・著作権等の損害額の立証が容易でないことに鑑み、著作権法において様々な立証負担を軽減する措置を講じている。

○技術的手段の回避行為や回避のための装置の製造販売等に対する制度整備

合意事項	著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段(いわゆる「<u>アクセスコントロール</u>※」)等を権限無く回避する行為及び回避する装置の製造販売等について、民事上の救済措置及び刑事罰を定める。 ※ 例えば、有料放送等において視聴料金を支払った者以外は番組を視聴できないように視聴制限を行うような技術。
現状の国内制度	著作物の違法な複製等を防止・抑止する技術的手段(いわゆる「<u>コピーコントロール</u>」)については民事・刑事上の措置あり。

○配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与

合意事項	インターネット等から直接配信される音源(「<u>配信音源</u>」)を用いて放送又は有線放送を行う場合について、実演家及びレコード製作者に使用料請求権を付与する。
現状の国内制度	<u>商業用レコード</u>の放送・有線放送については権利あり。

著作権保護期間についてのサンフランシスコ平和条約上の日本国の義務に関する日本国とアメリカ合衆国との間の書簡（概要）

1. 書簡（注）の概要

著作権保護期間についてのサンフランシスコ平和条約上の日本の義務に関する二国間の書簡。

（注）この書簡は、法的拘束力を有するものではない。

2. 主な内容

○両国政府は、日本国が延長する著作権等の保護期間が、1951年9月8日に署名されたサンフランシスコ平和条約第15条（c）に基づく戦時加算を含めた現行の保護期間を超える事実を認め、注意を喚起する。

○両国政府は、戦時加算問題への対処のため、個別の著作権を集中管理する団体と影響を受ける権利者との間の産業界主導の対話を奨励し、歓迎する。

○両国政府は、必要に応じて、本書簡が対象とする問題に関し、上記の対話の状況を見直し、及び適切な措置を検討するため政府間で会合する。

○本書簡は、サンフランシスコ平和条約第15条（c）に基づく両国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではないことを確認する。

（平成27年11月5日 内閣官房TPP政府対策本部公表資料）

※他3か国との交換文書についても同様

戦時加算の義務について

- 我が国は、サンフランシスコ平和条約に基づき、連合国民の著作権の保護期間に約 10 年を加算する義務がある。

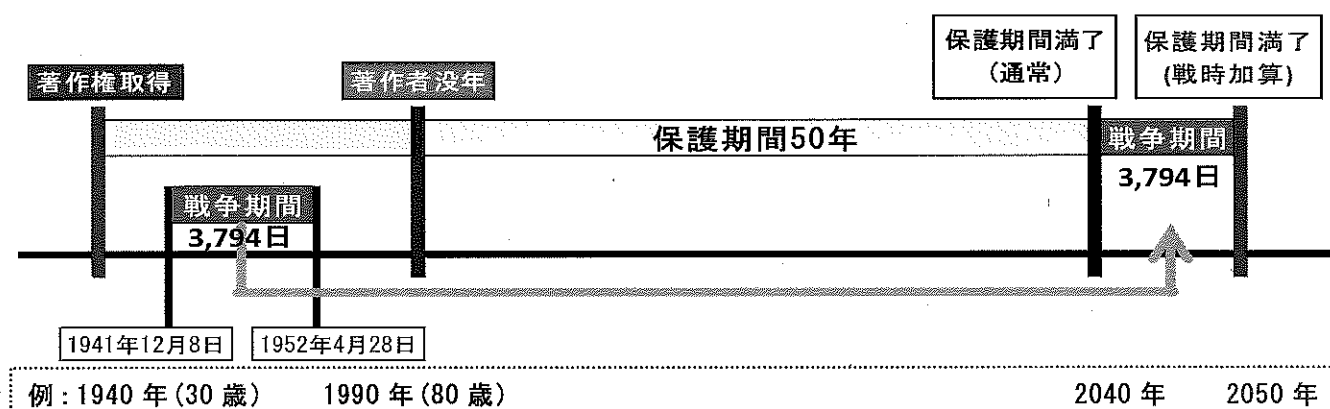
(例えば、アメリカ、イギリス、フランスの場合、3,794 日を加算。)

- 音楽業界等は、当該義務の解消を求めている。

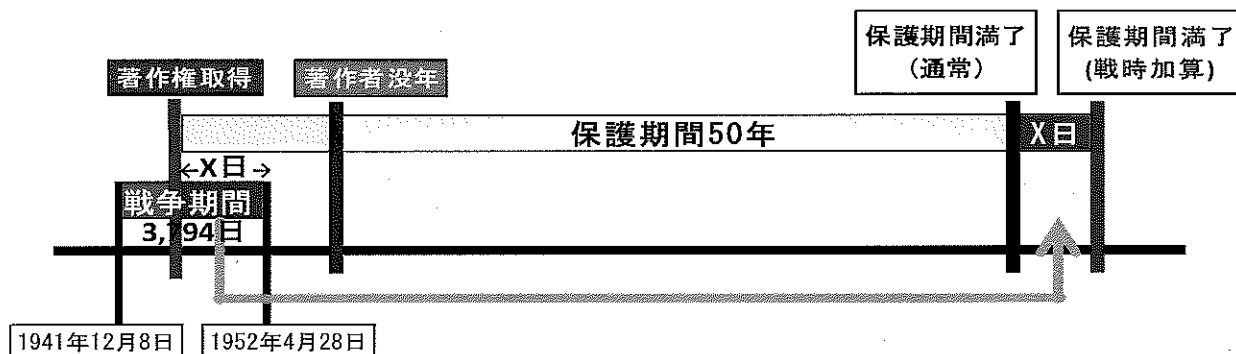
(日本音楽著作権協会 (JASRAC) は、戦時において著作権が保護されていなかった事情は交戦国双方に共通であるが、一方的に当該義務を課せられているのは我が国のみであり、この問題が解決されない限り戦争が終わらないと主張。)

戦時加算期間の具体例 (アメリカ、イギリス、フランス国民が著作権を有する場合)

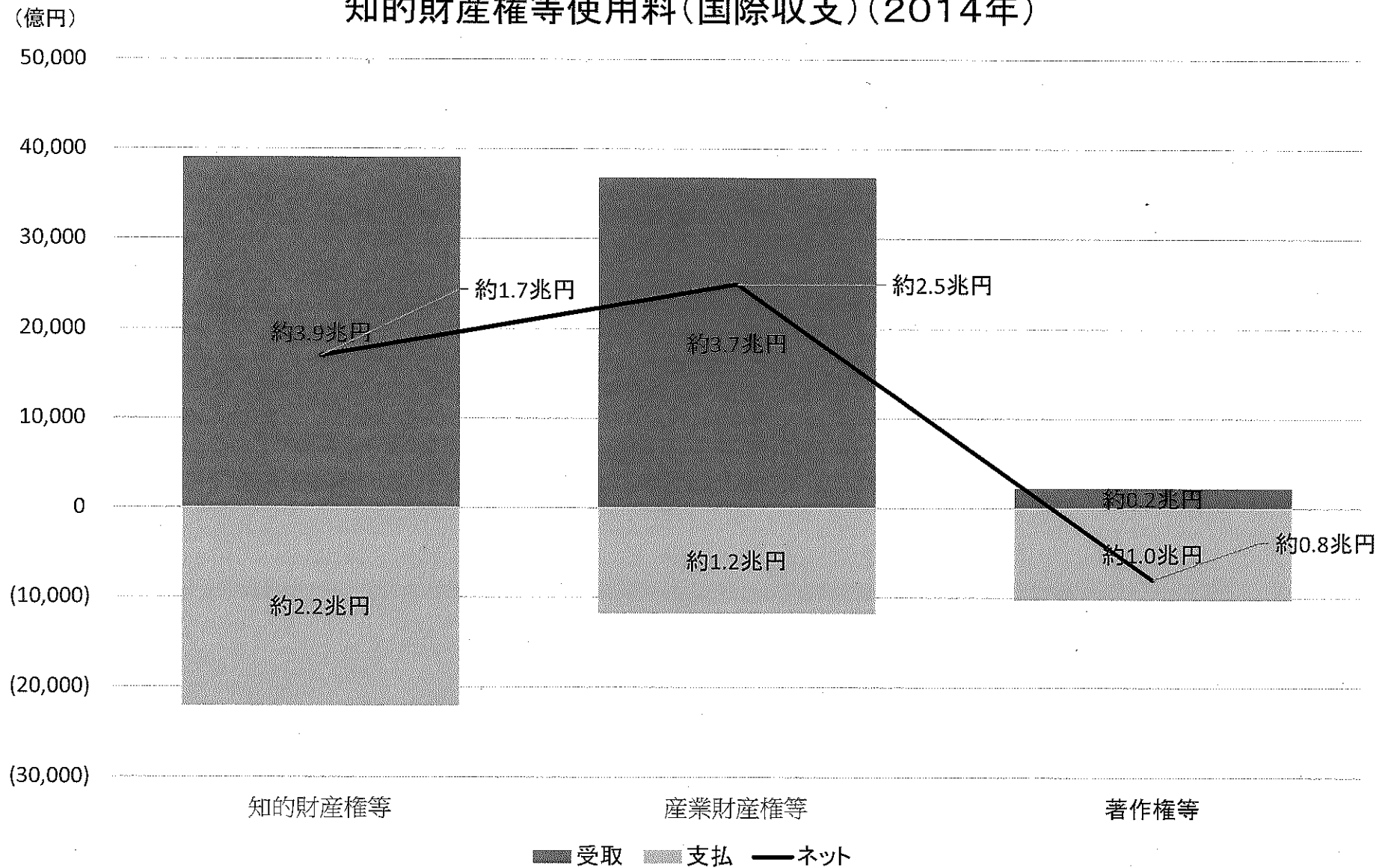
< 連合国民が戦争開始前から著作権を有していた場合 >



< 連合国民が戦争期間中に著作権を取得した場合 >



知的財産権等使用料(国際収支)(2014年)



出典: 日本銀行 国際収支・貿易関連統計より知財事務局作成

第15期文化審議会著作権分科会 法制・基本問題小委員会委員名簿

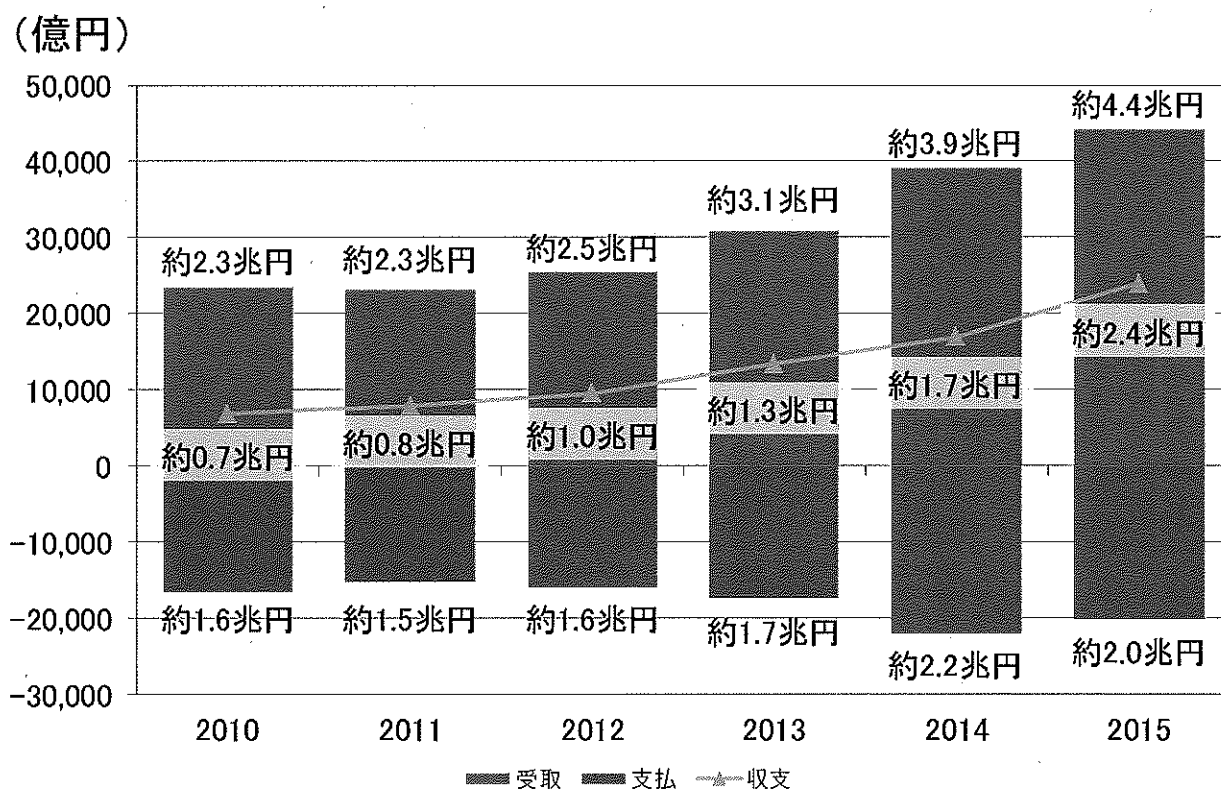
(平成27年10月14日現在)

あしだて まさみ 蘆立 順美	東北大学大学院法学研究科教授
い な ば ともこ 井奈波 朋子	弁護士
いのうえ ゆりこ 井上 由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
いまむら てつや 今村 哲也	明治大学情報コミュニケーション学部准教授
うえの たつひろ 上野 達弘	早稲田大学大学院法務研究科教授
おおくぼ なおき 大久保 直樹	学習院大学法学部教授
おおぶち てつや 大渕 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
おくむら こうじ 奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
かわむら まきこ 河村 真紀子	主婦連合会事務局長
きし ひろゆき 岸 博幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
くばた あつみ 窪田 充見	神戸大学大学院法学研究科教授
すえよし わたる 末吉 亙	弁護士
たつむら ぜん 龍村 全	弁護士
ちやえん しげき 茶園 成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
どうがうち まさと 道垣内 正人	早稲田大学大学院法務研究科教授、弁護士
ど ひ かずふみ 土肥 一史	日本大学大学院知的財産研究科教授
のほら さわこ 野原 佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
はせがわ こうじ 長谷川 浩二	東京地方裁判所判事（知的財産権担当）
まえだ たけし 前田 健	神戸大学大学院法学研究科准教授
まえだ てつお 前田 哲男	弁護士
まえだ よういち 前田 陽一	立教大学大学院法務研究科教授
まつだ まさゆき 松田 政行	弁護士
もりた ひろき 森田 宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
やまもと たかし 山本 隆司	弁護士
よこやま ひさよし 横山 久芳	学習院大学法学部教授

我が国の知的財産権等使用料の推移

- 日本銀行及び財務省が広報している国際収支統計によると、我が国の知的財産権等使用料は近年黒字で推移している。
- 2010年からの推移は下表のとおり。

【表：我が国の知的財産権等使用料の推移（2010年～2015年）】



[出典：日本銀行HP「国際収支統計」]

(注1) 2013年以前のデータは、国際通貨基金（IMF）国際収支マニュアル第5版に基づき集計したものであり、2014年以降のデータは、同マニュアル第6版に基づき集計したものの。

(注2) 知的財産権等使用料の内訳：

産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の使用料、ソフトウェア、音楽、映像等を複製・頒布するための使用権料、著作物（文芸、学術、美術、音楽、映像、キャラクター等）の使用料、上映・放映権料、配給権料、映画のビデオ化に関する代金等（このうち著作物の上映・放映権料、配給権料はマニュアルが改訂された2014年以降に組入れ）

以上

著作権者不明等の場合の裁定制度の要件緩和について

1. 裁定制度の概要

著作権者が不明である等の理由により、相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その著作物等を利用することができる。

権利者検索

裁定申請

裁定

補償金供託

適法利用

2. 要件緩和について

今般、一度裁定を受けた著作物等の利用を更に円滑化するため、「相当な努力」の要件を緩和する。(文化庁告示の改正)

これまでは、過去に裁定を受けた著作物等を利用しようとする場合、初めて裁定を受ける際に講じた権利者検索の措置を再度講じる必要があったところ、より簡便な措置を選択する事ができるようする。

改正前の権利者検索の内容

(1) 権利者情報を掲載する資料の閲覧

- ①名簿・名鑑等の閲覧 又は ②インターネット検索

(2) 広く権利者情報を保有していると認められる者への照会

- ①著作権等管理事業者等への照会 及び ②関連する著作者団体への照会

(3) 公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ

- ①日刊新聞紙への広告 又は ②著作権情報センターのウェブサイトへの広告

改正後の権利者検索の内容 (過去に裁定を受けた著作物等)

(1) 権利者情報を掲載する資料の閲覧

- ①名簿・名鑑等の閲覧 又は ②インターネット検索

又は ③過去に裁定を受けた著作物等に関するデータベースの閲覧

(2) 広く権利者情報を保有していると認められる者への照会

- ①著作権等管理事業者等への照会 及び ②関連する著作者団体への照会

又は ③過去に裁定を受けた著作物等に関するデータベースを
保有する文化庁への照会

(3) 公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ

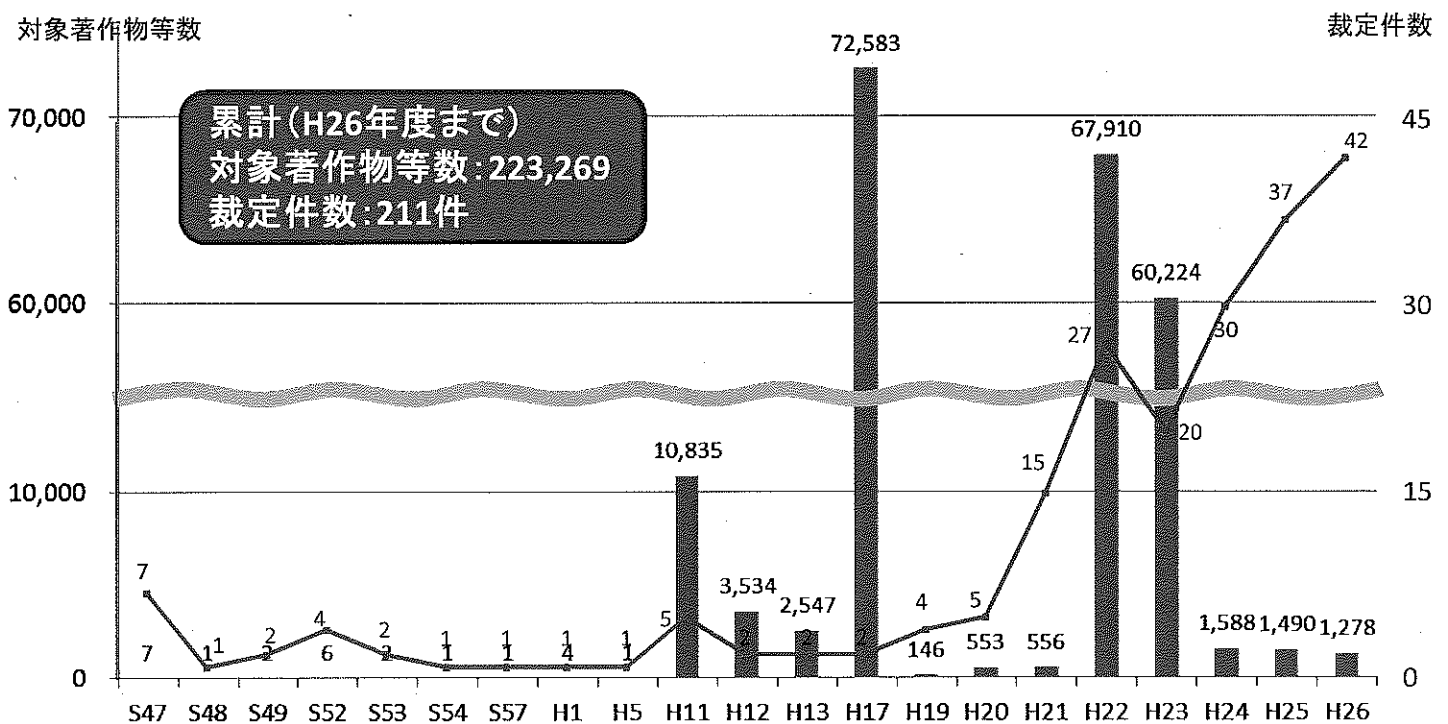
- ①日刊新聞紙への広告 又は ②著作権情報センターのウェブサイトへの広告

新たに選択できる措置を追加。
データベースを閲覧することで
(1)及び(2)の措置を講ずる
ことができる。

3. データベースの概要

- ◆ 過去に裁定を受けた著作物等に係る情報を文化庁ウェブサイトに掲載。
- ◆ 著作物の題号、著作者の氏名、過去になされた裁定の情報、著作権者に関する情報等の項目を整備。
- ◆ 過去22万点超の著作物等に関する情報を掲載。
- ◆ データベース整備により期待できる効果
 - ✓ 裁定を受けた著作物等の情報を検索できるようになる
 - ✓ データベースを検索することで、調査要件が緩和される
 - ✓ 裁定を受けた著作物等の権利者が、裁定に関する情報を入手しやすくなる

【参考】裁定制度の利用実績



(参考) 諸外国の立法例

【法定損害賠償】

○アメリカ著作権法

第 504 条 侵害に対する救済：損害賠償及び利益

(a) 総則—本編に別段の定めある場合を除き、著作権を侵害する者は、以下のいずれかを支払う責任を負う。

(1) (略)

(2) 第(c)項に定める、法定損害賠償額。

(b) (略)

(c) 法定損害賠償—

(1) 本項第(2)節に定める場合を除き、著作権者は、終局的判決が言い渡される前はいつでも、現実損害及び利益に代えて、一の著作物に関して当該訴訟の対象となるすべての侵害(一人の侵害者は単独で責任を負い、二人以上の侵害者は連帯して責任を負う)につき、750 ドル以上 30,000 ドル未満で裁判所が正当と考える金額の法定損害賠償の支払を選択することができる。本項において、編集著作物又は二次的著作物の部分は、すべて単一の著作物を構成するものとする。

(2) (略)

○韓国著作権法

第 125 条の 2 (法定損害賠償の請求)

① 著作財産権者等は故意又は過失により権利を侵害した者に対して、事実審の弁論が終結する前には実際損害額及び第 125 条又は第 126 条により定められる損害額に替えて、侵害された著作物等ごとに 1 千万ウォン（営利を目的に故意に権利を侵害した場合は 5 千万ウォン）以下の範囲で、相当な金額の賠償を請求することができる。

②～④ (略)

【追加的損害賠償】

○マレーシア著作権法

第 37 条 著作権者による訴訟及び救済

(1)～(6) (略)

(7) 本条に基づく訴訟において、著作権の侵害又は第 36A 条若しくは第 36B 条による禁止行為が認定された場合は、裁判所は、侵害又は禁止行為による損害を算定する際に、次に掲げる事項を勘案して、そのようにすることが適切であると判断する場合には、裁判所が適当と考える追加の損害賠償を裁定することができる。

(a) 侵害又は禁止行為の悪質性

(b) 侵害又は禁止行為を理由として被告に生じるいずれかの利益

(c) 他のすべての関連事項

(8)～(11) (略)

○民法（明治29年法律第89号）

（不法行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

○著作権法（昭和45年法律第48号）

（損害の額の推定等）

第百十四条 著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下この項において「著作権者等」という。）が故意又は過失により自己の著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為によつて作成された物を譲渡し、又はその侵害の行為を組成する公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行つたときは、その譲渡した物の数量又はその公衆送信が公衆によつて受信されることにより作成された著作物若しくは実演等の複製物（以下この項において「受信複製物」という。）の数量（以下この項において「譲渡等数量」という。）に、著作権者等がその侵害の行為がなければ販売することができた物（受信複製物を含む。）の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、著作権者等の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、著作権者等が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡等数量の全部又は一部に相当する数量を著作権者等が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

2 著作権者、出版権者又は著作隣接権者が故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、当該著作権者、出版権者又は著作隣接権者が受けた損害の額と推定する。

3 著作権者、出版権者又は著作隣接権者は、故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対し、その著作権、出版権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。

4 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

（相当な損害額の認定）

第百十四条の五 著作権、出版権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。